

〔別添 1〕

アルミニウム合金製脚立の認定基準の一部改正について

1 適 用

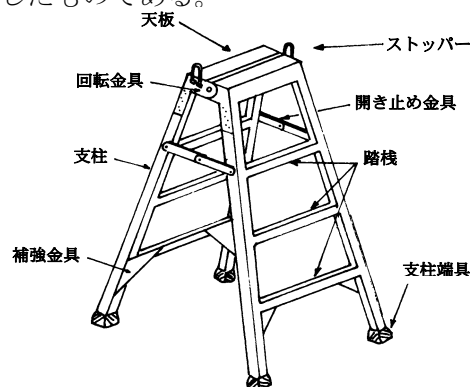
現行のまま

2 材 料 等

(1) アルミニウム合金製脚立の構造部分に使用するアルミニウム及びアルミニウム合金材ならびに鋼材については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格に適合するもの、又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

構成部分	規	格
	材料がアルミニウム合金製のもの	材料が鋼製のもの
支柱及び踏棧	日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）に定めるA6063S（引張強さ145N/mm ² 以上、耐力110N/mm ² 以上、伸び率8%以上のもの）の規格	
天 板	日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める記号A5052P板（引張強さ235N/mm ² 以上、耐力175N/mm ² 以上、伸び率4%以上のもの）の規格又は日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）に定めるA6063S（引張強さ145N/mm ² 以上、耐力110N/mm ² 以上、伸び率8%以上のもの）の規格	
回 転 金 具	同上	日本工業規格G3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定めるSPHCの規格
開き止め金具	同上	日本工業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格
補 強 金 具	日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める記号A5052P板（引張強さ235N/mm ² 以上、耐力175N/mm ² 以上、伸び率4%以上のもの）の規格又は日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）に定めるA6063S（引張強さ145N/mm ² 以上、耐力110N/mm ² 以上、伸び率8%以上のもの）の規格	日本工業規格G3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定めるSPHC又は日本工業規格G3444（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK290の規格

(注) 表中、左欄（区分）の「天板」に係る中欄（アルミニウム合金材）ならびに「補強金具」に係る中欄（アルミニウム合金材）及び右欄（鋼材）に示している材料は、板材、押出型材又は管材を用いるときのそれぞれについて示したものである。



以下現行のまま

(アルミニウム合金製脚立の例)